# 駒澤大学仏教経済研究所規程

第一条 駒澤大学に、仏教経済研究所(以下「研究所」と

いう)を設置する。

(目的)

第二条 連する研究を行うことを目的とする。 研究所は、建学の理念に基づき、仏教と経済に関

(事業)

第三条

前条の目的を達成するため、

次の事業を行う。

研究会及び講演会の開催

研究図書・資料の収集

図書及び研究紀要の刊行

の連携並びに学会等の開催 国内外の同種の研究団体及び関係する諸機関等と

第四条 研究所に次の職員を置く。

(五)

その他研究所の目的を達成するために必要な事業

所長

副所長 一人

所員 若干人

とする。ただし、再任を妨げない。 任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年 所長及び副所長は、運営委員会の議を経て、本学専

> れを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を 識経験者の中から、運営委員会の議を経て、学長がこ 所員は本学の専任教員及び本研究所が必要とする学

妨げない。

(所長及び副所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所を統括する。 二 副所長は、所長の職務を補佐する。

(幹事)

第六条 所長及び副所長を補佐し、研究所の事務を掌るた

め、研究所に幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長 がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、

(顧問)

任を妨げない。

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営を はかるため若干人の顧問を置く。

顧問は、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

第八条 研究所には、運営に関わる総ての事項を審議決定 (運営委員会)

する。 運営委員会は、所長、副所長及び所員をもって構成

するために運営委員会を置く。

(研究員

第九条 研究所に、 研究員を置く。

同	同	同	研究所員	副所長	所長	駒澤			四十一年	二、この規程	一、この規程	附則	学の	第十一条	(規程の改廃)	その	第十条 砰	(運営費)	その任	を、渾	以上の	る本学	二研究
経済学部教授	駒澤大学名誉教授	駒澤大学総長	仏教学部教授	仏教学部准教授	仏教学部教授	てプライ教系が研究所遺営系統	佝睪大学厶牧圣斉开宠沂重営诅哉		年四月一日制定)は廃止する。	施行の際、従前の仏教経済研究所	<b>烧程は平成六年四月一日から施行する。</b>		学の承認を得なければならない。	一条 この規程の改廃は、運営委員会の議	廃)	その他をもって充てる。	研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、		その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。	運営委員会の議を経て所長が委嘱するものとし、	の学識を有する国内外の研究者の中から、	る本学の大学院学生及び大学院学生と同等またはそれ	研究員は、本研究所で行う研究活動に参加を希望す
松井	岡部 4	永井 - T	奥野 业	徳野 出	四津谷孝道					規程(	ý			殿を経て、					別げない。	るものと	2ら、適任	すまたは?	<b>がかを希望</b>
柳平	和雄	政之	光賢	崇行	<b>季</b> 道					昭和				大			寄附金			Ĺ	仕者	てれ	望す
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	研究員	同	同	司	同	同	同	同		同	同
														駒澤大学職員	明治大学政治経済学部教授	仏教学部講師	経営学部教授		文学部教授	総合教育研究部教授		グローバル・メディア・スタディー	元経営学部教授
辻井	千葉	坂本	小林	小谷	胡	工藤	梶	大森	大久保	上野	岩永	伊藤	磯邉	岩井	柴崎	村 上	村山	小山	李	西村	川崎	ーズ学習	明石
清吾	正	要	真一	能久	建明	豊	龍輔	一樹	保一徳	徳親	法子	良久	浩道	貴生	文	晶	元理	一乘	妍焱	祐子	賢一	ズ学部教授	博行

年七月二十日

袴谷

花野

村上 福羽 明宏 敦 正

山口栄一郎 裕樹

教章

(令和五年四月現在

## 令和四年度活動報告

一、研究紀要発行、 『仏教経済研究』 第五十一号、

令和四

## 二、公開講演会

講師として駒澤大学名誉教授の池上良正先生をお招きし 令和四年七月十六日に深沢校舎アカデミーホールにて、 て「救済財としての「死者供養」」を演題とする公開講

ZOOMのウェビナーによるオンライン配信を行い、 イブリッドでの実施となった。

演会を実施した。本講演会は対面での実施に加えて、

### 三、調査活動

村上晶先生による寺院調査が青森県津軽地方にて七月 一十五日から七月三十日の六日間にかけて実施された。